

2026(令和8)年1月14日

環境省 福島地方環境事務所  
所長 名倉 良雄 殿

30年中間貯蔵施設地権者会  
会長 門馬 好春

第13回環境省説明会ではお世話になりました。

説明会での会員からの質問・意見・指摘・要望等（事後分含む）並びに貴省からの口頭回答につきましては下記の通りです。IC レコーダーとビデオ録画から作成していますが、口頭回答等に訂正がありましたら回答書でご指摘ください。

質問等番号毎（再質問等含む）について回答書の早期提出をお願いいたします。

（注：以下文書回答は各質問・意見等の後に【口頭回答】を記載・転記）

**【環境省 鳥居ほのか中間貯蔵総括課長挨拶要旨・丁寧語省略】**

自己紹介に続き、本日の機会を頂いたお礼。中間貯蔵施設への搬入開始から今年で10年となるが、皆さまの大切な土地や家屋等を提供頂いたお陰で、ここまで事業を進めて来られたことに対し改めて感謝する。本日は中間貯蔵施設事業の状況や（福島）県外最終処分に向けた取り組み等について説明する。忌憚のない意見をよろしくお願いする。

**【30年中間貯蔵施設地権者会 門馬好春会長挨拶要旨・丁寧語省略】**

○まず、環境省に説明会開催のお礼を申し上げる。当会は2014年12月設立時から中間貯蔵施設事業に賛意を示している。しかし地権者への環境省対応は当初の約束「誠実・丁寧」とはまったく反対である。環境省にはぜひ当初の約束「親切・丁寧な説明と対応」を果たして頂きたい。

○中間貯蔵は2015年3月13日から最長でも2045年3月12日までの事業。既に10年9ヶ月を経過、来年3月には後19年しか残されていなくなる。しかし汚染土の福島県外最終処分場はまだ候補地さえも決まっていない。次に環境省には火災防止や熊等の被害防止対策として除草・樹木伐採も要望中である。この要望に対する回答もまだまだ安全対策にはほど遠い内容。更に用地補償はあるで地権者いじめのような理不尽な内容が続いている。私の編著「未来へのバトン」の通りである。

○当会は設立時の望月義夫環境大臣から歴代の環境大臣に対してこの事業に対するさまざまな改善や見直しの要望書を継続して提出してきた。後ほど石原宏高環境大臣宛て要望書を提出させて頂く。

○最後に当初と同じ団体交渉「マスコミ公開のもと専門家も参加」を求めた処2021年4月小泉進次郎環境大臣承認による一方的な打ち切り通告を受けた。しかし汚染土を初め問題山積の中、当地権者会との団体交渉は環境省にとっても必要なことで、逃げてはいけないこと、やらなければいけないことである。

環境省には今後はぜひ事業者としての責任を果たして頂きたい。本日は宜しくお願いする。

**【石原宏高環境大臣宛て要望書提出】** 門馬会長から鳥居課長に読み上げ手渡した  
2025(令和7)年12月3日 環境大臣 石原 宏高 殿

30年中間貯蔵施設地権者会 会長 門馬 好春

## 福島県中間貯蔵施設に関する要望書

当地権者会は2014年12月設立時から現在まで本事業に賛意を示しております。

その賛意に沿って政府並びに貴省が法律と福島県民に約束しております2045年3月12日迄の事業終了に向けた絶対条件福島県外最終処分場への汚染土の搬出をはじめ安全で安心できる地域づくりさらには公共事業における土地収用法と同一のルールである「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」第19条の条文に明記されている地代への見直し等を継続して求めております。

しかし貴省による事業終了に向けた取り組み用地補償見直しの取り組みは地権者に対する冷徹な内容そのものでした。

したがいまして下記のとおり要望事項の実施を強くお願い申し上げます。

### 記

- 1 福島県外最終処分場選定の早期かつ具体的な取り組みの強力な実行
- 2 原発事故前の土地価格と損失補償基準要綱第19条の地代補償への見直し
- 3 事業終了前に行う地上権設定契約書に基づいた原状回復の協議と実行
- 4 中間貯蔵施設、周辺地域への火災防止並びに猛獣等安全対策の徹底
- 5 マスコミ公開の場で専門家も参加できる当会との団体交渉の再開 以上

【各所要時間】環境省配布資料「第13回中間貯蔵施設の状況等について」に基づき説明

【一部環境省説明・説明者鳥居課長】開始11:00 終了21:40 「10:40」資料56頁迄

【会員からの質問意見等と口頭回答】開始21:40 終了39:50 「16:20」

【二部環境省説明・説明者鳥居課長】開始39:50 終了59:00「19:10」資料57頁から計29:50

【会員からの質問意見等と口頭回答】開始59:00 終了2:17:50「78:50」質疑等合計95:10

### 第13回中間貯蔵施設に関する当会に対する説明会での「質問・意見・指摘・要望等」

『本記録は録音と録画で作成。時間は当会IC録音等の記録で表示(以下同じ)小文字と( )書きは追加補足』

環境省回答者の私達・我々の発言は環境省として置き換えて記載・丁寧語省略など発言者の趣旨を整理記載  
繰り返しの言葉や話の前後が不自然なものは、整理して分かりやすく記載。説明会後の会員質問等も追加記載

#### 【質問意見等「門馬会長の記載は地権者会の代表として」及び環境省口頭回答】

I 全般 環境省口頭回答「青文字」敬称省略・質問者等門馬会長以外氏名掲載せず

1. 門馬会長:昨年提出の要望書について、浅尾前大臣からは「環境省の取組みについて御理解を頂けるよう、丁寧に説明を行うように。」との回答をいただいているとの内容であった。今回も浅尾大臣から石原大臣への引き継ぎで浅尾大臣から同様の回答内容が石原大臣に示されたか。

2. 門馬会長:石原宏高環境大臣への要望書は直接石原大臣が読まれたか。要望書に対する石原大臣からのコメントはなにか。

3-1. 前回説明会 QA」「この様な有事災害等の際、埋めた中の8000Bqの汚染土が外に出てこ

ないと断言はできないではないか。石川：うなずく。石川管理官が頷いたが、五味課長、汚染土が外に出てこないと断言できないね。五味：はい、あのう、はい。」

門馬会長：前回説明会回答と同様に災害等発生時は現在も汚染土が外に出てこないと断言はできないではないか。

3-2. 前回説明会質問「4-2. 埋めた汚染土が大災害等で外に出てきた場合、環境省の費用負担と責任で復旧するのか。それとも当該地元自治体や地元住民が自ら復旧することを考えているのか。」五味課長：災害の際のリスクであるがその後の4-2とも関係するが、当然、全く一切外に出ない、構造物が破損しないということではないので、当然この場合復旧もするということも含めて検討だと理解をしている。一方その部分の費用負担や役割分担をどうするかはまさに今調整・検討中なので、今の時点でどういうものだと答えができない。【環境省文書回答】口頭での回答のとおりです。」

門馬会長：前回から1年以上経過しているので、今回は具体的な回答を頂きたい。

3-3. 門馬会長：汚染土を福島県外で再利用する公共事業は土地収用法3条の当該事業条項号と同法27号の2に該当する事業と解釈してよいか。

## II 事業終了に向けた取り組みと理解醸成

1. 質問：資料4頁右下に「うち地上権設定約246ha・161件」とある。これはどういうカウントの仕方か。

例えば1人が所有地と共有地を所有しこの内でそれぞれ売買と地上権設定した場合、3件(人)とカウントするのか又は1件(名)のカウントなのか。

佐藤企画官：契約実績の契約面積約1314ha(契約件数1912件)は買収と地上権設定の合計だが、買収地、共有地、地上権地の3件には、いま把握していないので門馬会長を通して回答する。

追加意見：この件数は当初から公表しているもので、持ち帰るというのは如何か。

佐藤企画官：記憶の中では買収と地上権設定者は買収の人に1件として積算していると思うが再確認して回答する。

2. 要望：地上権設定契約者は161件いる。私のところに同契約者から契約後の環境省説明が一切ない。

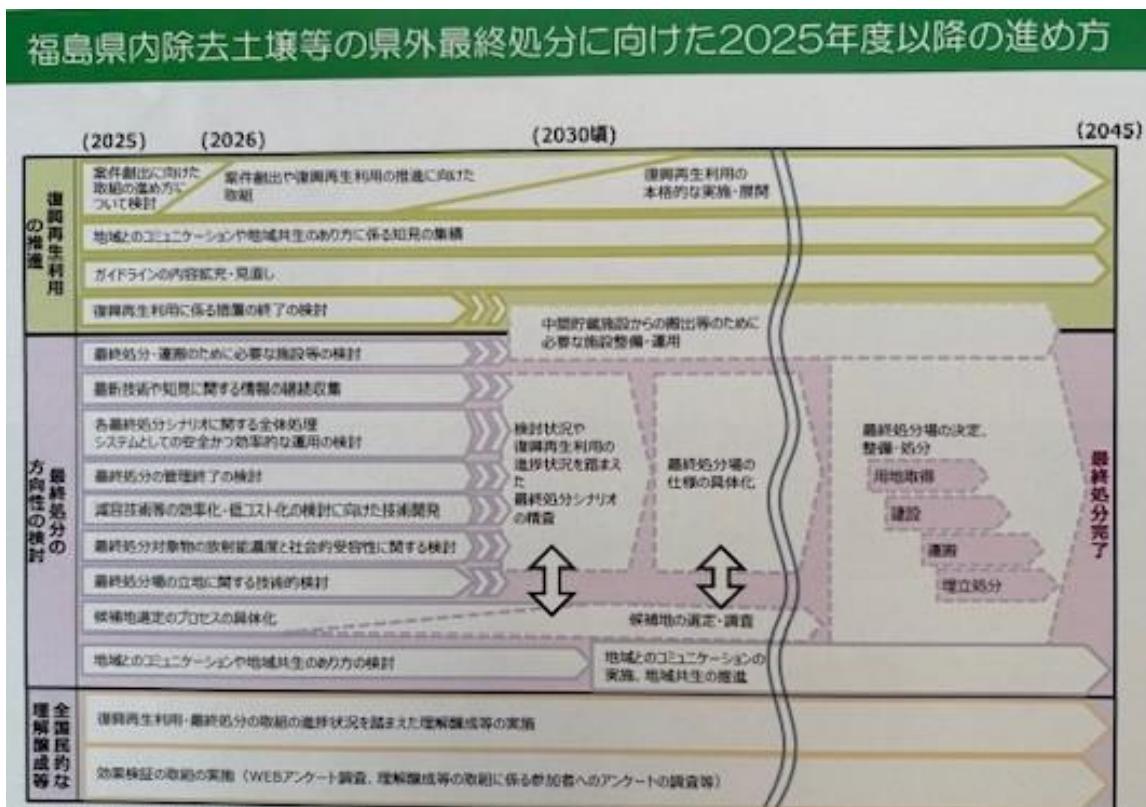
また(契約時の説明も不十分で)契約書に印鑑を押したとの不満・苦情が出ている。更に汚染土のロードマップ・工程表が出されたが、福島県外最終処分場に対するものが全く見えてこない。従って、ぜひ地上権設定者の方々に対する中間貯蔵施設の運営状況や県外最終処分場に向けた説明会を事業者の責任として開催して頂きたい。

私自身も地上権設定者の1人としてのお願いでもある。(参考として2つの環境省の工程表を示すが、県外最終処分場の進展がまるでない)

## 2016年7月復興庁・環境省8つのステップ工程表 同年4月に「中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略」



## 2025年8月の工程表「11月5日環境安全委員会配布説明資料」



佐藤企画官：地権者である地上権設定者には年一回手紙を出し、色々話を伺っているところである。これは地上権設定契約に基づき(事業終了前に)返地をしていかなければいけない問題もあるので、地上権設定者への何らかの説明は私担当(企画官)としては必要と思っている。これは持ち帰り環境省の組織内部で検討し回答する。

追加要望：ぜひ地上権設定者への説明会の開催を強くお願いする。「佐藤企画官：はい」

門馬会長：今の地上権設定契約者への説明会は非常に重要である。同契約書は当初30年後、環境省が土地を返さなくてもよいと解釈できる契約内容（複数の法律の専門家が同意見）だったが、当地権者会との2年9ヶ月間の団体交渉結果、30年後に返さなければいけない契約書に変更した。その変更した際、登記内容も変更することが環境省との約束であった。なので現在までの登記変更済み件数も含めて環境省は地上権設定契約者に対して親切丁寧な対応をすべきである。説明会開催を強く要望する。

佐藤企画官：承知した。

3. 門馬会長：前記 2. と同様の理由で地権者「未契約者・地上権設定者」と売却者「元地権者」に対する説明会をぜひ開催して頂きたい。

中間貯蔵に協力した元地権者等からも県外最終処分場はどうなっているのかと苦情が出ている。

4-1. 要望：7月首相官邸の前庭と中央官庁に汚染土を再利用したが、それ以外の候補地として自衛隊の訓練・練習場や飛行場の滑走路などに汚染土を地中深く埋めての再利用することをぜひ検討して頂きたい。昨日中間貯蔵を視察した高市総理もしっかり進めていくとコメントしている。

鳥居課長：この先そのほか霞ヶ関以外の公共事業などに使えないか現在考えているところで具体的なのはないが、今後は各省庁と協議・検討しながら進める。頂いた内容も含めて引き続き検討していただきたい。

追加要望：閣僚会議でも提案して頂き地権者会からも今の要望があったことを伝えて、ぜひ実行をよろしくお願いする。

4-2. 要望：いま大変前向きな意見が出たので続いて述べる。今後新たな場所を検討するとの回答だが、これを福島県以外の全国の46都道府県の県庁の庭に再利用し、毎日モニタリングしてその測定結果を毎日当該都道府県民に伝える。そうすれば全国の方が新聞やテレビでの放射能測定結果のニュースを見ることになる。そうすれば8000ベクレル以下に対する変化がないんだという環境省が言うことを理解できるのではないか。そうすれば現在は進んでいない全国への理解醸成が進むのではないか、よろしくお願いする。

鳥居課長：先程の通りこれから東京以外の場所での公共事業等で利用できないか検討していく。具体的な場所はこれからになるが、各県や他地域で使っていくことで検討していただきたい。

4-3. 門馬会長：（後日会員等からの要望を追記）今までの説明会でも福島県外最終処分場の複数の提案と要望・要求をしている。その内容もここ1年間で環境省が検討した内容の回答を頂きたい。（次の5にも記載）県外最終処分場選定の早期選定は急務であり、中間貯蔵の早期事業終了に直結するのでお願いする。

5. 門馬会長：福島県外最終処分場の早期選定について昨年の説明会で福島県外最終処分場は人が住んでいない離島に船舶での輸送による搬出を申し入れた。今まで会員などからの県外最終処分場の意見は原発事故を起こした東電の敷地「千葉、神奈川の発電所敷地・埋めたて」、東京湾への埋め立て「羽田空港の拡幅含む」、大阪湾への埋め立てがある。この場合放射能汚染が海に流失しない対策を講ずることが重要である。私としては鹿児島県の馬毛島が適地であるので強くお願いする。「第243回ふくしま復興支援フォーラムでも報告者が馬毛島案を報告した。面積は820haと広く、この島1カ所で中間貯蔵の汚染土をすべて再利用できる。また、水が湧きでにくい島なので放射能流失の懸念が少ない」そしてそこに低線量被曝や内部被ばくを検証する300年間の研究所を併設する。そして中間貯蔵に搬入したすべての汚染度を2045年3月12日迄に搬出して事業を終了して頂きたい。なお、船舶搬送方法はトラック搬送の大きなリスク(交通渋滞・放射能漏洩事故等)をかなり低減できる。前回説明会の環境省回答は「アイデアとして頂戴」で、今年1月の除染学会で本省が「船舶搬送を検討」と説明。残された時間も19年と少なく10年間言い続けているが一番難しい最終処分場の選定に早急に直ちに着手して頂きたい。

「南日本新聞デジタル版 2025年1月11日」



鳥居課長：ロードマップを示し進めているが、船舶搬送も搬送を検討していくかということをロードマップに載せたところである。

門馬会長：それでは除染学会で船舶搬送を検討すると言った本省の方が誤解を受ける回答をしたということか。いずれ馬毛島であれば一カ所で中間貯蔵施設の搬入したすべての汚染土を集中管理できるので、最大の問題が解決できることになる。あと19年と少しであるので、早急に決断をして頂きたい。ここで改めて強く要求する。

鳥居課長：馬毛島は昨年度も提案頂いているが、搬出方法や最終処分場については有識者検討委員会を立ち上げてこれから検討していくところである。今いただいた話も、組織の中で共有する。

門馬会長：私を環境省推薦でその有識者検討委員会に入れて頂きたい。(環境省には他人事でなく自分事として自覚して頂き、もっともっとスピード感を持って頂きたい)

鳥居課長：担当の方に意見として伝える。

6. 門馬会長：汚染土再利用の公共事業は土地収用法3条27号の2に該当する事業でよいか。

7-1. 質問：中間貯蔵の一時立ち入りのところに表面汚染濃度を表示してあるがこれは何ベクレルなのか。

木住野課長：13000cpmだと壱平方センチメートル当たり40Bqと換算される。

木住野課長：再度8-1は40Bq/cm<sup>2</sup>と8000Bq/kgの比較だと思う。数字だけ見れば違うが、単位が違うので40Bq/cm<sup>2</sup>当たりの表面の放射能濃度でそれが外に物を持ち出すときに簡便な基準なので利用されている。一方、再生利用の基準は8000Bq/kgなので1kgの土壤に対しての数字である。数字の分かりにくさを環境省として管理しながら分かり易く発信していかなければいけないと意識している。

7-2. 要望：資料69頁飯館村長泥の環境再生事業があるが、いまは草が伸びて荒れ放題の状況である。中間貯蔵の中に水路があり蓋をしたので不便になつたし壊れたので、町に取り外しを話したがまだ連絡がない。環境省も中間貯蔵の中なので関係しているので、どのようにするか門馬会長の方に連絡入れてほしい。

木住野課長：中間貯蔵施設の水路の蓋は土地改良区の土地の水路についての話だと思っているが、詳細は承知していないので必要により双葉町とどんな話になるか伺っておきたい。

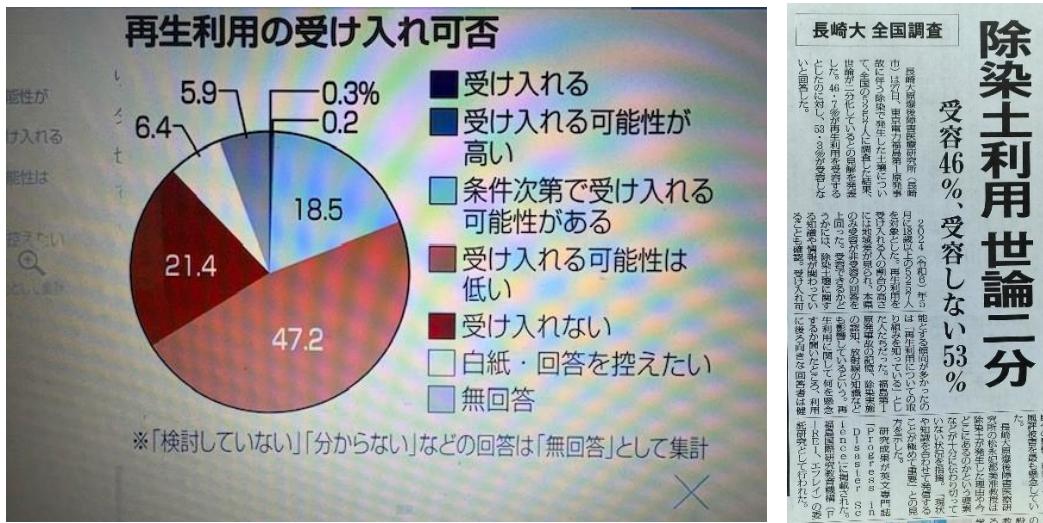
7-3. 質問：資料76頁「復興再生利用に用いる除去土壤の呼称について」8000Bqも問題だが、そもそも東電の原発事故前の敷地の表面の放射能濃度いくらだったか。

鳥居課長：東電の事故前の敷地の濃度は承知していないが、一般的な電離測管理区域では4Bq/kgである。

7-4. 要望：8000Bqは東電の事故前が4Bqとして何百倍か、これを本当に全国の各自治体で受け入れることが出来るのだろうか。原発事故後来年で15年だが何の進展もない。何とかしていかないと不可能である。新聞の報道等でも8000Bqを全国で再利用する政府の考えを最近の首長でも知らない方が多い。知らない人に知らない地域に理意見：理解醸成することは至難で不可能、無理である。これから先、本当にやる気あって環境省がやるのは東電の下請けのようだが、この点東電はざるいが、分からない首長にいくら説明しても無理ではないか。全国の首長等に今後分かり易い理解醸成をしてほしい。

「参考」関連マスコミ情報

○関谷直也東京大大学院教授等の全国自治体首長対象の調査結果など



鳥居課長：理解醸成への達成懸念だが、先ずは首相官邸や霞が関の再利用の結果も発信して、首長の理解を得られるようにしていきたい。

7-5. 門馬会長：(後日会員等からの要望を追記)本当に全国の理解度は低く、環境省の一方的な理解醸成活動にも反発が多く理解が進まないことも十分に考えられる。その場合でも地権者会要求案「馬毛島など」を早期に実行して遅くとも2045年3月12日まで中間貯蔵事業を終了して頂きたい。

7-6. 要望：前に戻って悪いが、高速道路走ると朝晩で放射能が濃度上がったり下がったりしている。双葉町も同じで朝晩で違うが前回行った時には $1.6 \sim 1.7 \mu\text{Sv}/\text{h}$ であったが、これは汚染されているので今後汚染させない方法を考えてほしい。本気でやらないと環境省の存在意義が問われるてくる。

鳥居課長：高速道路の空間線量率高い処と低い処があるが、除染等も必要に応じて行われていると思う。帰還困難区域の除染は現在居住区域を進めている。今後も計画的に決められた区域の除染を行って行く。

土田課長補足：クリアランスレベルの $100 \text{Bq}$ に対し $8000 \text{ベクレル}$ が高いので理解が得られないのではないかとの話と理解した。 $100 \text{Bq}$ は発電所敷地ないであり、 $8000 \text{Bq}$ は一定の管理の下で扱う違いがあり、そこを分けて説明する必要があると考えている。各自治体にもこの辺を説明していきたい。また、東電がやるべき事業との話だが、環境省は放射線汚染対処特措法が出来た時に、環境省がこの汚染に立ち向かうべきだ、取り組むべきだと当時の方々からも聞いていると記憶している。また同法の中で国の責務が書いてあり、国が原子力を推進してきたのでその責務に基づいて、環境省が行なうことが定められている。その社会的責務も鑑みている。当然原子力事業者である東電の責務も法律に記載されているので、環境省は法律に基づいて対応している。

7-7. 門馬会長：(後日会員等からの要望を追記)中間貯蔵は原発事故を起こした東京電力が責任をもってやるべきとの多くの地元の声が上がっている。国・環境省がこの事業を行うこと

は東電に対する免責だとの声も多い。

8-1. 門馬会長:今の理解釈成の話だが私も9月5日デスカッションに参加した。だが私の意見や掲示板に貼ったものは全く入っていない。直言すれば環境省にとって都合のよいことだけを並べている。他の方の様々な環境省にとって都合の悪い意見は反映されていない。8月18日の福島県内郡山でのデスカッションの参加者の意見でも同様のことが掲載されている。これでは環境省の一方的な通告の話である。その他環境省が出ている院内集会でも出席者からの質問に答えられていないのは、同様である。

今の100Bqと8000Bqの説明だが、専門家の間で見解が分かれている。いま頃しているので、説明するなら一方的な話でなく、政府の見解と田の専門家の見解を説明するべきである。被曝についても外部被ばくと内部被ばくを継続して福島原発事故後長期間計測している専門家もいる。私が4日前に測った話と重複するが、全国や県庁の庭に受け入れて頂く場合でも、双方の見解をきちんと説明しないと誤魔化しのように聞こえる。そうすれば受け入れ側も不信感を持って受け入れないことに繋がる。なので、情報発信は偏らない隠さない発信説明が不可欠である。最近では牛の骨髄に高濃度の放射能が計測された研究結果もある。各専門家の研究結果をデータとして数字として発表したものもキチンとして環境省も対応すべきである。これは甲状腺がんの問題でも同じである。いまの8000Bqが100Bqになる迄約200年(原発事故前までは300年)であるので、国として安全安心というのであれば、検証データ研究所を作り数字として計測検証し、実験データの結果人体に影響はないということを国民に示さないといけない。いまの説明は説明にはなっていないし、納得できない。最近海外からも微粒子のデータも出ている。環境省の安全だの話だけではダメで、環境省は今後もデータ根拠を示さなければいけない。ぜひお願いする。

8-2. パネルディスカッションはオンラインもあったと思うが如何か。

鳥居課長:オンラインはない。

8-3. 門馬会長:汚染土は搬入したものは中間貯蔵から全て福島県外に持ち出すことでよいか。鳥居課長:現在、法律で2045年3月12日迄福島県外最終処分場に搬出と決まっている。災害の場合は今年の3月にガイドラインを作成しており、災害が発生した場合は、その施設津の管理者と環境省が事前に協議することになっている。また、再利用場所は災害リスクがあるかを十分検討することになっている。軟弱地盤などには再利用しないが、万が一発生した場合は施設管理者と環境省で対応する。万が一流失した場合でも、年間被ばくが1ミリSvを超えない設定をしているので周辺の住民の健康に影響はないと考えている。今後道路実証事業等もデータで分かり易く示していきたい。パネルディスカッションは登壇者の意見交換会であり、参加者が対象ではないので(質問意見は受け付けていないが)、これから参考意見として聞く。

8-4. 門馬会長:(この様に8-3の責任を回避する回答ではなく)環境省が国の責務だというなら、災害等で汚染土が流失した場合、環境省の費用と責任で行うと明言しなければ、各自時体

は汚染土を引き受けるとは言わないではないか。如何か

8-5. 門馬会長：今の8-3の回答のその「協議」だが地権者との協議もそうだが、私は対等な協議にしていないことを指摘して説明をしたのである。環境省が自治体の方でやってよ、も協議をしてしまうと今までの環境省の進め方から懸念している。8-3の回答は協議は何も決まっていないことと同じである。協議を入れたから大丈夫だ、は環境省の傲慢が出ている。協議ではなく責任を持って環境省がやると言わなければいけないのだ。パネルディスカッションだが、終わった後掲示板に参加者の意見などを書いて貼付したのだが、私のそれは一つも反映されていないことを説明したのである。8000Bqの話は原発事故前の話と全く大きく変わっている。 $1\text{ミリSv}$ も同じだが原発事故前の被ばくに対する国内の「できるだけ少なく」とも今の世界の考え方「できる限り少なく」とも乖離している。検証した事実のデータを示してほしいと要求している。

8-6. 門馬会長：中間貯蔵に搬入した汚染土は全て搬出するのか、と聞いている。質問と口頭回答を繰り返す。

鳥居課長：法律で福島県外最終処分場に搬出すると定められている。

8-7. 大玉村スマートインターチェンジに汚染土を再利用することを今年の8月の日経新聞に掲載されていた。環境省としてそこに汚染土を再利用する計画が本当にあるのか。

鳥居課長：そういう記事があるのは見ているが、私の方では環境省のそういう対応をしているかは承知していない。

門馬会長：環境省としては全く関与していないということですか。

鳥居課長：同意。

門馬会長：わかった。それでは中間貯蔵に持ち込んだものは全て福島県外に出すということでよろしくお願いする。

### Ⅲ 事業終了前に行う原状回復

「環境省 HP に掲載している「仮置場等の原状回復」内容」

#### 仮置場等の原状回復

仮置場等に保管されている除去土壌等を搬出した後は、原状回復を行います。原状回復は、仮置場の土地を借地した時点の状態に、実現可能で合理的な範囲・方法で復旧することを基本とします。具体的には、仮置場としての利用に伴い生じた形状変更を元に戻すとともに、跡地利用に支障をきたさないように機能回復を図ります。

#### 搬出・原状回復のイメージ



#### 仮置場の原状回復工事の様子（営農再開予定がある水田の復旧の例）

畦畔の復旧



碎土



地力回復材の散布・耕起



整地（均平化）終了時



1. 門馬会長：仮置き場の土地使用契約書も中間貯蔵の土地使用契約書の原状回復に条文は概ね同様である。中間貯蔵の土地を貸している方々の土地「田」の原状回復もこの仮置き場の HP にあるように「田の除染・水路と溜池を整備・田を耕作できる状態に戻す」この様に同じく行うことによいか。

佐藤企画官：中間貯蔵は地上権設定契約書に基づき地権者の方と協議をして決めるという大前提がある。地権者が原状回復で望まれるのは補償基準の考え方に基づき適正に判断するものである。具体的には中間貯蔵の中の土地は土地の改変を行っているので、仮置き場と同じようにできるのかも含めて、今後方針を検討して進めていくべきである。ただ大前提是地上権設定契約書12条に基づいて考えていく。

門馬会長：今の協議は先ほどの鳥居課長の協議の回答と同じく逃げが入っている。私は基本原則の話をしている。基本原則は仮置き場の HP の原状回復と同じだね、ということを聞いている。その基本原則の土台の上に、個別には協議させて頂くということになるという2段階の話でよいか。

佐藤企画官：分った。

2. 要望:一寸戻るが地上権設定契約をして契約書を持参した。地上権設定契約書第12条「返還並びに原状回復には乙(環境省)は、第3条に規定する地上権の存続期間が満了する日まで、土地に現に存する物件を撤去し土地を原状に復した上で甲(地権者)に返還する。」これで私は契約をしている。当時の環境省交渉担当者とこの内容で協議して、原状に復することで返還するということで印鑑を押している。地上権設定している161件の方々もほとんど私の意見と同じだと思う。このことを、地上権契約をした私の意見として言っておく。環境省もこのことを肝に銘じてほしい。

佐藤企画官:地上権設定契約書に基づいて、地権者の方が使える状態にして戻すことが、原状回復であることを言いたかった。いまの意見は真摯に対応するし、環境省の組織としてもそう考えていくべきだと考えている。

追加要望:組織としてキチンと対応して頂きたい。

福島県外最終処分場と地上権設定契約終了前の原状回復のことは必ずお願ひする。

#### IV 安全と安心への取り組み

1. 門馬会長:資料56頁放射線測定業者「(株)千代田テクノル」による誤測定の記録放置など確認の件について私の方に寄せられている方々からの声の纏めは「放射線のこと何が本当なのか、いい加減で信用できない」である。これは原発事故発生時から国・東電の放射線量計測と住民への周知遅延、避難誘導遅延、ヨウ素剤配布ストップ指示などとも強く関連している。この様に今までのことから「国・東電が信用できない」になっていることが根っこにある。このことを環境省は十分に踏まえて被災者住民目線に立った再発防止の対策と徹底をして頂きたい。  
鳥居課長:この事案についてまず環境省として事実関係を確認して今後対応していく。

2. 門馬会長:帰還困難区域の「自由」化の方向を政府が検討しているとの報道もあり、事実ならこれは許容できない問題であり多くの方も反対している。

門馬会長:確認1.の要望と纏めて話したので、1の口頭回答だけで2の口頭回答がなかったように思うが如何か。

3. 門馬会長:今年福島県大玉村高速道路の大玉村スマートインターチェンジ整備計画に汚染土再利用の計画が出ているとのこと。8月12日の日経にも掲載されている。かつて南相馬市や二本松市でも計画されたが地元反対でとん挫した。この大玉村報道は事実か。

鳥居課長:新聞記事は見たが、事実化は承知していない。

4. 門馬会長:中間貯蔵施設の大熊町大和久のクリーンセンターふたばでは汚染されたごみ土などを焼却するが、一般ごみと放射能ごみのすみ分けをどうするのか。またそこが一杯になつたらどうするのか。「富岡・楓葉町には特定廃棄物処理施設」

5. 門馬会長:理解釀成向上の為、中間貯蔵施設環境安全委員会のリアル映像だけでなく、事後

映像も公開して頂きたい。

6. 要望: 資料44頁大熊仮設焼却施設のモニタリング項目と頻度の排ガス・煙突の3段目ダイオキシン類があったのか。またその下の放射性物質濃度はどのくらいあったのか、なかったのか。資料45頁モニタリング結果概要の空間線量率0.26~3.20  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ の範囲内とある。資料47頁双葉町の仮設焼却施設のモニタリング結果概要の空間線量率0.12~0.33  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ とある。具体的にどこから持ってきたものか。資料49頁モニタリング結果概要の空間線量率は大熊一工区0.10~5.04  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ ・双葉2工区0.07~6.08  $\mu\text{Sv}/\text{h}$ と非常に高い数値である。どこから解体されて搬入したものか。この資料には明記されていないので、今後は私達も分かるように地図で明示してほしい。資料44頁と同じく資料48頁にもダイオキシン類濃度とあるので、なかったのか、どの程度あったのか明記してほしい。

河田室長: 資料49頁は廃棄物貯蔵施設でありこの為に他の廃棄物より放射能が高い。仮設焼却施設ではダイオキシン類は出でていない。今後公表する際に同様に幅を持った幾つから幾つということを検討していきたい。

門馬会長: 町民や地権者は一時立ち入りするので、地図の中に表示してあると一目瞭然で分かり易いので、親切丁寧な対応をお願いする。これは地表1メートルの空間線量率だが、私も4日前大熊町・双葉町合わせて約50か所測定「道路上と道路から共に地表1m」してきた。最高で15  $\mu\text{Sv}/\text{h}$  だった。一時立ち入り者も作業員も不要な被ばくをしないよう具体的な表示をお願いする。道路上と道路外の差は2倍から5倍あり、最大が10倍であった。なので、先ほどの方の言う通り地図で明示をして頂きたい。

河田室長: ご指摘を受け、分かり易い発信を検討していきたい。

7-1. 門馬会長: 火災防止対策、熊等猛獸対策についての意見と要望である。2025年11月29日立ち入りして確認したが、猪の鉄柵ワナは数カ所に設置されていた。熊火災対策として同年5月現地で環境省職員と立ち合いし除草と樹木の伐採を直接要請した。その後環境省の第一次回答は「見える所だけ除草する」で、これでは対策にはならない。今後は火災発生・発生した場合の延焼のリスクが高まる。発生した場合近隣住民や福島原発敷地への延焼リスクも大きくなってくる。先週も見えないところに枯草落ち葉など燃えやすいものが大量に確認された。7月29日撮影写真の通りである。更には防火用水の周りも枯れ草が多く防火の妨げになっている。ジェスコ法3条でも4者間安全協定書でも環境の汚染による人への健康や生活環境への影響を速やかに軽減することを目的と定めてある。ぜひ、ジェスコ法と安全協定書の責務を果たしてほしい。「参考写真」熊が隠れ易い状況と延焼の高い枯草の状況と見えにくい防火用水



更に皆さんからの声でもあるが中間貯蔵施設は見える所はきれいにしているが、見えないところは酷い有様である。11月29日大熊町側と双葉町側の広範囲を現地確認したが、皆さんが言うとおりである。これでいいのか。

中間貯蔵の枯れ草と樹木の全面的な除草と伐採を再度ここで強く要望する。

土田課長：中間貯蔵の安全対策は重要であると認識している。熊対策は以前門馬会長と主に人の往来のある処、6号沿いなどを対策と話した。その後熊の出没状況が全国的にも県内でも非常に多くみられてきている状況を鑑みて環境省の関係者としては、熊対策として出没防止防止対策として、果樹の伐採と中間貯蔵の主要な道路沿いの除草範囲の拡大を検討しているところだ。一部については作業を開始している。火災対策の観点についても、熊対策と同様に草刈は重要な対策と考えている。頂いた写真はこれから現場を見てみたいが、防火用水の対応は指摘の通りであれば対処した方がよいと考えている。いづれにしても順次対応しているので、今後も対応していきたい。

門馬会長：防火用水地も中間貯蔵の中であり安全対策の重要性は認識しているとのことで、此方から指摘をする前に今後は事前に現場を確認して対応をして頂きたい。それと猪のワナはあるが熊のワナはなかった。イノシシより熊の方が危険である。イノシシと熊が戦ったら私は熊が勝つと思う。熊の対策を早急にすべきである。安全対策の基本は最悪の事態を想定して進めることだと思っているので、強くお願ひした次第である。ぜひ、よろしくお願ひする。

8. 門馬会長：下請け業者による除染不法投棄の件について今年の7月3日朝日新聞の報道によると福島で除染土を不法投棄か 環境省が作業員とJV下請けを刑事告発とのことで記事の内容は、東京電力福島第一原発事故後の除染作業で出土(除染土)や堆積(たいせき)物を不法に投棄したとして、環境省が作業員と、雇用していた下請け会社を放射性物質汚染対処特措法違反容疑で福島県警に刑事告発した。告発は6月30日付。環境省への取材でわかった。環境省によると、不法投棄があったとされる現場は、福島第一原発が立地する福島県大熊町の一部地区。2021 年度に行われていた除染作業ではぎ取った表土や落ち葉を、作業員が不法に川や水路に捨てた疑いがあるという。作業は大手ゼネコンを代表とする共同企業体(JV)が受注し、福島県内の会社が下請けに入っていた。福島県内の除染で出土土や堆積物は全て、国の中間貯蔵施設に搬入することが同法などで義務づけられている。今年 3 月に通報を受けた環境省は、ゼネコンや作業員を調査していた。現場で作業をした複数の作業員が、朝日新聞の取材に投棄したことを認めている。下請け会社の社長は「何の証拠もなく、事実ではない」と話している。

現場は除染後の 22 年 6 月に避難指示が解除され、一部の住民が帰還している。海から約 2 キロ上流の川沿いで、不法投棄された土などは流れていったとみられる。環境省が今年、周辺の放射線量を計測したところ、異常な値は確認されなかつたという。

要望：中間貯蔵の汚染土の不法投棄も心配される。東電とも情報共有を図り不法投棄防止や監視体制を構築して頂きたい。

更に鉄くずなど金属類の盗難は全国的にも多様な盗難事故が発生しているので、環境省においても中間貯蔵の鉄くずの不法投棄対策並びに盗難防止対策をはかつて頂きたい。また既に

講じている対策があれば伺いたい。

9:門馬会長:中間貯蔵の理解醸成向上の為、中間貯蔵施設環境安全委員会のリアル映像だけでなく、事後映像も公開して頂きたい。

#### V 用地補償「門馬会長作成の配布資料に基づき実施」

門馬会長:配布資料「企画官:確認して大丈夫」のチェックで済む処は時間短縮の観点からチェックをお願いする。1のQだけチェックを書き忘れたので企画官の頷き「録画実施」でつぎに進みたい。

Q1. 今年の3月11日私の編著「未来へのバトン～福島県中間貯蔵施設の不条理を読み解く～」を出した。この本の誤り「土地収用法・公共用地の取得に伴う損失基準要綱(=要綱)・環境省依頼不動産鑑定評価書等について」誤りの指摘(誤字除く)をしてほしいと環境省にお願いしたが、複数の方から「同評価書・法律等の誤りはない」との回答だった。本日も同じ回答でよいか。

佐藤企画官:同書は既読しよい本だと思うが、環境省の考え方と門馬会長の考え方の違いも書いてあるので、(門馬会長の考え方)がその通りだとは言えない。

門馬会長:私は考え方ではなく、本の中の土地収用法や要綱条文(同評価書等の数字含む)などはその通りかとの質問である。

佐藤企画官:条文はその通り。

門馬:了解。

Q2-1. 当会が環境省に出した「本会の見解・2020年9月14日」について、今までの用地補償の責任者は全員が本文「従って、」の前段まではその通り「異論なし」との回答であった。この回答は今まで同じ回答が続いている。本日も同じ回答でよいか。頷きであれば本日は次Q4に行く。

佐藤企画官:Q3は頷けないと回答したので、Q2-2は環境省の頷きと理解。

Q2-2. 環境省は当会や他からの質問に対して【中間貯蔵施設に係る用地補償にあたっては「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱(昭和37年閣議決定) 等に基づき適正に運用しています】と回答している。「頷き要求」

Q2-3. 土地収用法・要綱の土地の使用の条文は「地代又は借賃」とある。なぜ条文にない「地上権価格」にしたのか。

(注記)Q2に対してQ3の口頭回答となったので、Q3について質疑応答を進めた。

Q3-1. 土地使用補償額の累計は土地価格を超える「要綱条文・補償事例」事もあるが、環境省の考え方は、超えてはいけないと言っている。今も同じ考え方でよいか。

Q3-2. 根拠は環境省の考え方であり、環境省が要綱に「準じて」ないで「考え方で策定」した中

間貯蔵の内規基準でよいか。

Q3-3. 国交省はじめすべて要綱に「準じて」の策定した内規基準は「地代又は借り賃」である。同じく原発事故の特殊性での事業「同じ環境省の仮置き場等の内規基準も「土地収用法3条27号の2」の事業であるが、土地の使用は「地代又は借り賃」である。この通りでよいか。

同じ事業者環境省であり、同じ原発事故による放射性廃棄物対応の特殊性である。しかも環境省が当初主張した要綱19条の土地使用は短期使用だけであるは、当会の主張通り国交省の指導を受け長期も対象と訂正させられた。この通りでよいか。

Q3-4. なぜ、中間貯蔵の内規基準を訂正して、土地収用法・要綱の条文＝仮置き場と同じ地代に訂正しないのか。

佐藤企画官：本作成文書を全て確認しては未だいない。例えば Q3 の土地使用補償額の累計は土地価格を超える「要綱条文・補償事例」事もあるが、環境省の考え方は、超えてはいけないと言っている。根拠は環境省の考え方であり、環境省が要綱に「準じて」ないで「考え方で策定」した中間貯蔵の内規基準でよいか。について、「環境省は要綱に準じていないとは考えていな」だが、ここは頷けない。

門馬会長：昭和 37 年 6 月同要綱の施行については「要綱の定めるところに準じ速やかに基準を策定すること」とある。この準じの国語の意味は要綱の通り、条文通りに作成の意味である。国交省の内規基準も準じて土地使用は「地代又は借り賃」とある。私は条文通りかと確認したのだが、そのような回答であれば一つ一つ条文の確認をする。

佐藤：例えば今の話だが、環境省としては長期間安定的に土地の使用権を得るため、要綱・用対連基準等を総合的に判断のうえ公共用地のルールの元で考え得る適正な用地補償として専門家である不動産鑑定士による鑑定結果を踏まえて環境省として決定したものである。

門馬会長：土地収用法 72 条及び要綱 19 条土地の地表使用の条文は「地代又は借り賃」とある。国交省も東電等電力会社の基準も仮置き場の基準も「地代又は借り賃」である。要は中間貯蔵だけが、環境省の考え方「= 総合的判断」では同条文に反して治外法権である。だから、地上権価格については法律と要綱の条文で示してほしい。

いま長期間安定的にとの説明だが、要綱 19 条の長期使用も訂正し認め、平成 20 年 1 月には事業用定期借地権の法改正で期間 50 年迄認められた。なら、借地借家法の事業用定期借地契約でよいではないか。次の Q4 に移るが佐藤企画官良いか。

佐藤企画官：同意。

Q4. 仮置き場の環境省依頼不動産鑑定評価・意見書等は地代の価格を決めた日「価格時点」を原発事故前の平成23年3月1日時点である。

佐藤企画官：頷く。

また、仮置き場は地代の事例がある。一方で中間貯蔵の価格時点は原発事故後である。また法律等の条文の地代ではない。

佐藤企画官：同意。

更に仮置き場の同評価書等では当面の間、同時点価格を維持すること、帰還困難区域とそれ以外の区域で同じ地代とあり、現在までこの通り環境省は実施している。この通りでよいか。  
佐藤企画官：同意。

Q5-1. 4年半の仮置き場地代合計額は「850円・田m<sup>2</sup>」、30年間の中間貯蔵地上権価格は「840円・田m<sup>2</sup>」で30年間が4年半より低い。更に仮置き場6年半の地代合計額は「1230円・田m<sup>2</sup>」で環境省主張「土地使用合計額は土地価格を超えることが出来ない」である。しかし、この様に中間貯蔵の土地価格「1200円・田m<sup>2</sup>」を超えている。この通りでよいか。

佐藤企画官：数字上はその通り。

Q5-2. この仮置き場と中間貯蔵は同じ土地収用法72条と要綱19条の条文は「地代又は借り賃」で同じである。しかし、5-1の比較の通り土地使用価格は公平とは言えないではないか。

Q5-3. また、環境省主張は「土地使用合計額は土地価格を超えることが出来ない」だが、5-1のように超えているではないか。

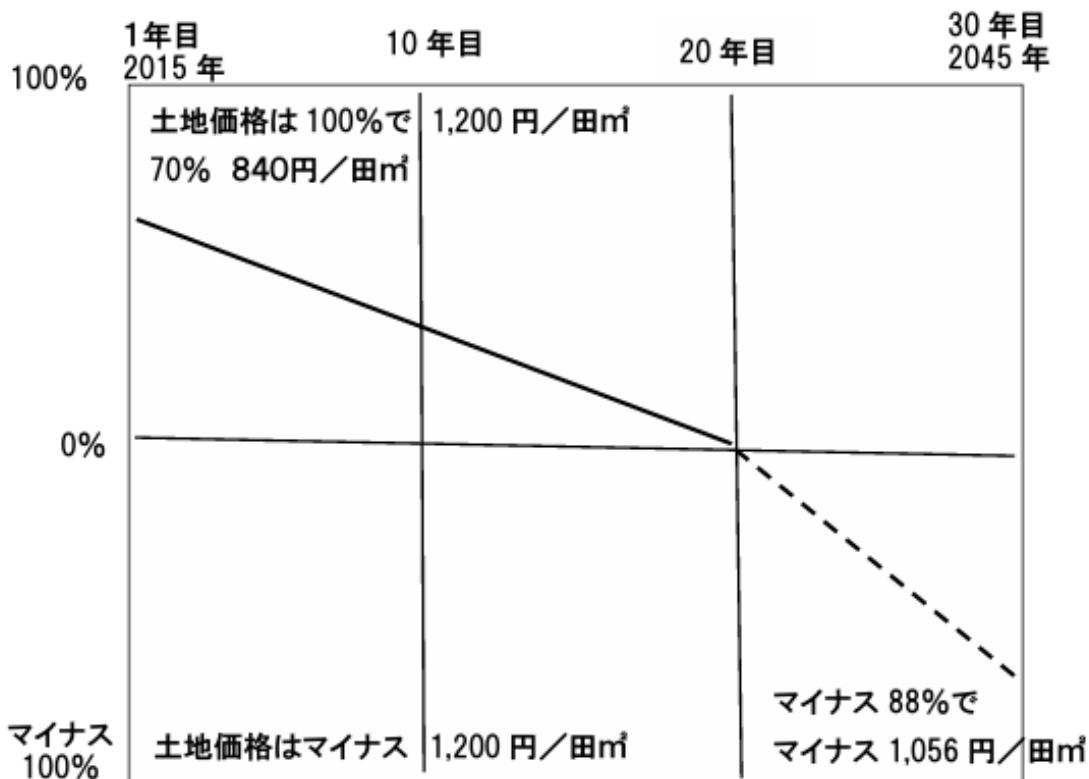
Q6-1. 中間貯蔵の地上権価格は次のように地権者が環境省に土地使用料を支払うという逆の計算式になっている。これは当初の環境省が使用した不動産鑑定評価書に基づいて各専門家が計算したものである。これは今までの環境省の用地交渉の責任者が全員認めている。

1年目、30年間の地上権価格840円・田m<sup>2</sup>(土地価格1200円・田m<sup>2</sup>×地上権割合70%)

20年目、10年間の地上権価格0円・田m<sup>2</sup>(土地価格1200円・田m<sup>2</sup>×地上権割合0%)

30年目、1年間の地上権価格-1056円・田m<sup>2</sup>(土地価格1200円×地上権割合-88%)

これをグラフにすると次の通りである。



まず、数字は未来へのバトンにも 1 年毎の数字を掲載しているがこの通りでよいか。

佐藤企画官：はい。同意

Q6-2. 門馬会長：なぜ、この重要な計算式と結果を、2014 年 9 月～10 月の地権者説明会で環境省は資料を提示して説明をしなかったのか。本日のこの席に当時の環境省の方はいないので、あとで書面回答をお願いする。

Q7-1. 門馬会長の編著「未来へのバトン～福島県中間貯蔵施設の不条理を読み解く～」を読んだ方々からは、この環境省の用地補償や東電の約束違反はあり得ないはなしだ。又、地権者からは我々は環境省に騙された、地権者いじめ等の声が多く寄せられている。更に中間貯蔵の用地補償は日本内のモノではないとの声も 2026 年に入ってからも寄せられている。また、門馬会長が講演したイベント参加者や、講義した大学生などからも国・環境省は本当に酷いとの感想が寄せられている。環境省には速やかに土地収用法・要綱に準じて中間貯蔵の内規基準を訂正し、日本国内の統一ルールである地代補償に見直しをして頂きたい。そしてこの事実「地権者いじめ・差別」を地権者・元地権者の全ての方々に説明してほしい。この中間貯蔵の用地補償は明らかに憲法違反ではないか。

Q7-2. 今まで環境省は土地収用法や要綱の条文の根拠「地代又は借り賃」と改ざんし「地上権価格」としている。最後に質問するが、日本語として「根拠」と「考え方」は同じ意味であるか。

佐藤企画官：根拠と考え方、日本語としては違う。

門馬会長：環境省は根拠と考え方は日本語として違うので分けて使っていることが分かった。

以上